

平成 22 年 6月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分	
5	施設入所児童等への特別支援事業(児童手当等給付事業)			新規	拡大 継続
会計区分	款	項	目	所管	
一般会計	3	4	2	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課	
事務事業の位置付け					
しあわせ倍増プラン2009		番号		事業名	
総合振興計画新実施計画		事業コード		事業名	
根拠法令・条例・規則等					
予算要求事業の概要					
内容	都道府県、政令市等が措置等を行った対象児童について、児童の委託を受けた者又は対象児童が入所する施設等に子ども手当相当額を助成し、助成を受けた事業実施者が、対象児童に対して特別の支援を実施します。				
目的・目標	<p><目的> 児童福祉施設に入所する父母がいない児童等で、子ども手当の支給対象とならない児童に対し、平成22年度の措置として、児童福祉施設等が子ども手当相当額の特別の支援事業を実施することにより、児童の健やかな育ちを支援するものです。</p> <p><目標(平成22年度末)> 1 (仮称)平成22年度施設入所児童等への特別支援事業費補助金の申請・審査・認定及び助成を行います。</p>				
現状と課題	<p><現状(平成21年度末見込み)></p> <p><課題></p>				
今後のスケジュール	<p>・平成22年度 補正予算の議決を経た後、(仮称)平成22年度施設入所児童等への特別支援事業費補助金交付要綱等の整備を行います。本事業は里親等及び施設の施設長から申請に基づき実施する事業であるため、事業の円滑な実施が行われるよう、児童相談所等における対象児童の把握や事業の周知に努めます。</p>				

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	平成22年度子ども手当の支給に関する法律附則第2条の規定を踏まえ、安心子ども基金管理運営要領の一部が改正され、単年度事業である「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援」が新たに追加され、平成22年4月1日より適用することとされたため、本事業の実施は早期に着手する必要があります。
	実施義務	根拠法令等 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律附則第2条 平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業運営指針
	他市の実施状況	政令市：各政令市とも厚労省通知・運営指針に基づき、補正等を行う予定 県内他市：該当無し
効果	対象者	児童福祉施設等に入所する児童(子ども手当の支給対象とならない児童)
	効果	対象児童に対し、子ども手当相当額を助成することで児童の健やかな育ちを支援することができます。

3 当初予算、補正予算要求、査定の内容

(単位：千円)

区分	金額		備考
平成22年度	当初予算	0	<積算内訳>
	財源内訳		
6月補正予算	補正予算要求	80,000	<積算内訳> 1 特別支援事業パンチデータ入力業務委託 【新規】 2 施設入所児童等への特別支援事業費の助成 【新規】
	財源内訳		
	① 県支出金	80,000	・県補助金 補助率 10/10
	財政局長査定	79,400	<査定内容> 1 特別支援事業パンチデータ入力業務委託 【新規】 2 施設入所児童等への特別支援事業費の助成 【新規】
6月補正予算	財源内訳		
	① 県支出金	79,400	・県補助金 補助率 10/10
	市長査定	79,400	<査定内容> 1 特別支援事業パンチデータ入力業務委託 【新規】 2 施設入所児童等への特別支援事業費の助成 【新規】
6月補正予算	財源内訳		
	① 県支出金	79,400	・県補助金 補助率 10/10
<査定理由> 法の施行及び施行に伴う国からの通知に伴い支援を行うものであり、子ども手当の支給適用日(平成22年4月1日)からも必要な経費であると判断し、6月補正予算に計上することとしました。			
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。			